

第 4 章 水防組織と機構

第 1 節 水防活動の組織

1 災害警戒本部・災害警戒支部

建設交通部河川課長・砂防課長、各土木事務所長等は、災害警戒本部(支部)及び災害対策本部(支部)が設置された場合の水防待機要領を作成するものとする。

(1) 基本配備

京都府に気象業務法第 14 条の 2 第 1 項の規定による大雨注意報、洪水注意報が発表され、災害警戒本部が設置された場合、次の体制により水防活動を行う。

災害警戒本部の体制

危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課	—	—	河川課・砂防課 3	警備第一課 2

災害警戒支部の体制

広域振興局	土木事務所	大野ダム総合管理事務所
(災害警戒支部規程による)	土木事務所 2～3	(洪水警戒体制実施要領による)

(2) 1号配備

気象業務法に基づく予報警報が府内全域又は一部の地域に発表され、災害の発生が予想されるとき、又は京都府の地域に大雨警報が発表され災害警戒本部が設置された場合、次の体制により水防活動を行う。

災害警戒本部の体制

危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課	健康福祉総務課 1	農村振興課 1	河川課・砂防課 6 道路計画課 道路建設課 道路管理課	警備第一課 2

災害警戒支部の体制

広域振興局	土木事務所	大野ダム総合管理事務所
(災害警戒支部規程による)	土木事務所 4～11 美山出張所 舞鶴出張所 峰山出張所	(洪水警戒体制実施要領による)

(3) 2号配備

大雨その他異常な自然現象により河川施設に災害が発生しはじめたとき、又は台風が近畿地方に接近することが予想され災害警戒本部が設置された場合、次の体制により水防活動を行う。

災害警戒本部の体制

危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課	健康福祉総務課 2	農村振興課 1 森づくり推進課 1	河川課・砂防課 11 道路計画課 道路建設課 道路管理課	警備第一課 3

災害警戒支部の体制

広域振興局	土木事務所	大野ダム総合管理事務所
(災害警戒支部規程による)	土木事務所 8～22 美山出張所 舞鶴出張所 峰山出張所	(洪水警戒体制実施要領による)

(4) 3号配備

風水害における特別警報が発令されたとき、次の体制により水防活動を行う。

災害警戒本部の体制

危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
災害対策本部設置に備えた体制			河川課・砂防課 21 道路計画課 道路建設課 道路管理課	災害対策本部 設置に備えた 体制
			都市計画課 2 港湾局港湾企画課 2 住宅課 3 監理課 3 その他の課 8	

災害警戒支部の体制

広域振興局	土木事務所	大野ダム総合管理事務所
(災害警戒支部規程による)	(災害警戒支部規程による)	(洪水警戒体制実施要領による)

(5) 津波に関する災害警戒本部

津波注意報若しくは津波警報・大津波警報の発表により災害警戒本部が設置された場合、次の体制により水防活動を行う。

	津波注意報	津波警報・大津波警報
知事直轄組織		秘書課 1 職員総務課 1 会計課 1
総務部		総務調整課 1
政策企画部		企画総務課 1
危機管理部	防災消防企画課 } 災害対策課 } 6 原子力防災課 }	防災消防企画課 } 災害対策課 } 15 原子力防災課 }
文化スポーツ部		文化スポーツ総務課 1
府民環境部		府民環境総務課 1
健康福祉部		健康福祉総務課 1
商工労働観光部		産業労働総務課 1
農林水産部	水産課 1	農政課 4 水産課 1
建設交通部	港湾局港湾企画課 1 河川課・砂防課 2	監理課 1 港湾局港湾企画課 1 河川課・砂防課 3
教育委員会		総務企画課 1
警察本部	警備第一課 1	警備第一課 1

(6) 災害警戒本部の閉鎖

災害が発生するおそれが解消したときは、知事（災害警戒本部長）が閉鎖を決定する。

(7) 災害警戒支部の設置及び閉鎖

ア 災害警戒本部の地方組織として、広域振興局長を支部長とする「災害警戒支部」を設置する。

イ 災害警戒支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、広域振興局長（支部長）の判断により、本部長との協議を経て決定する。

ウ 災害警戒支部の職員配備については、地域の実情に応じ、あらかじめ支部長が定めるものとする。

2 災害対策本部・災害対策支部

(1) 災害対策本部の設置及び閉鎖

ア 災害対策本部の設置は、暴風雨若しくは大雨のため、相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときに知事（災害対策本部長）が決定する。

イ 被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したときは、知事が閉鎖を決定する。

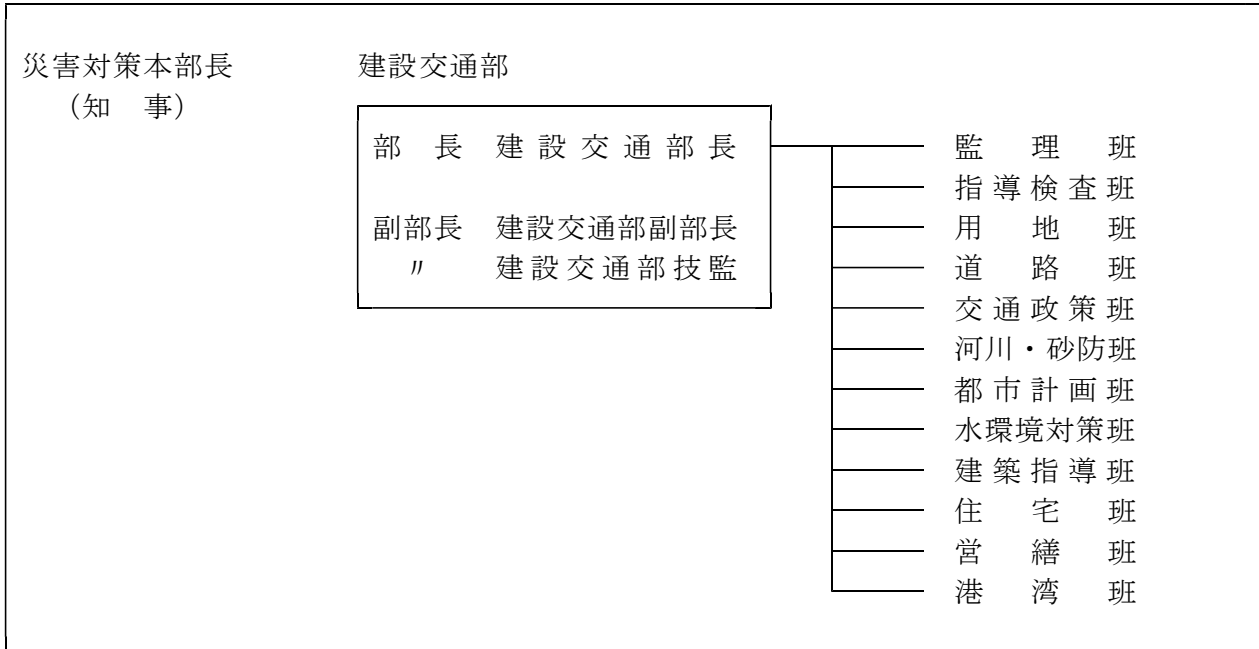
(2) 災害対策支部の設置及び閉鎖

ア 災害対策本部の地方組織として、応急対策を実施するために必要があるときは、各府広域振興局管内ごとに府広域振興局長を支部長とする「災害対策支部」を設置する。

イ 災害対策支部の設置及び閉鎖は、災害対策本部長の指示に基づき、対策支部長が行う

ものとする。
ウ 災害対策支部の組織及び編成、各地域の実情に応じ、対策支部長があらかじめ定めるものとする。

3 災害対策本部建設交通部の組織



4 建設交通部各班の事務分掌

班 名	事 務 分 掌
監 理 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録、受入及び派遣に関する事。
指 導 検 査 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関する事。
用 地 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 用地事務の指導に関する事。 2 被災地における応急的な土地利用情報に関する事。
道 路 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁等の整備点検に関する事。 2 道路、橋梁等及び通行規制の情報の把握及び通報、情報共有、府民・道路利用者への情報提供に関する事。 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 4 道路除雪の情報の把握及び通報に関する事。 5 道路除雪対策に関する事。 6 交通班との連絡に関する事。 7 都市施設のうち道路の被害調査に関する事。
交 通 政 策 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共交通関係機関との連絡調整に関する事。
河川・砂防班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防に関する事。 2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関する事。 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）関係施設の整備点検に関する事。 4 水防関係情報の把握及び通報に関する事。 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関する事。 7 公共土木施設等の応急復旧調整に関する事。 8 雨量水位観測施設等の運用に関する事。 9 調整班及び農村振興班との連絡に関する事。 10 京都地方气象台及び近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 11 排水ポンプ車に関する事。
都 市 計 画 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画事務の指導に関する事。 2 公園等の施設の被害状況調査に関する事。
水環境対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 流域下水道施設の運転管理、被害状況調査、雨水幹線に関する事。 2 公共の汚水処理施設、市町村の雨水排水施設の被害状況調査に関する事。

班 名	事 務 分 掌
建 築 指 導 班	1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関する こと。 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関すること。 3 被災宅地危険度判定に関すること。
住 宅 班	1 府営住宅の応急修理に関すること。 2 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧の指導に関すること。 3 応急仮設住宅の設計・施工に関すること。
営 繕 班	1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関すること。
港 湾 班	1 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点 検に関すること。 2 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及 び応急復旧に関すること。

5 地方災害対策支部（水防担当地方機関）の事務

所轄区域内水防管理団体の技術指導、その他現地における一切の水防事務に関すること。

第2節 重要水防区域（箇所）等

京都府内の河川のうち、その現状から見て洪水の場合において、公共上に及ぼす影響が大きく、特に、警戒防御を図る必要が認められるものについて、その区域を重要水防（箇所）区域に指定する。その区域を資料編に示す。

（資料）国土交通省重要水防箇所 資料編259～291頁

京都府重要水防区域 資料編292～312頁

また、2 m以上の築堤かつ人家連担の区間や近年の台風や集中豪雨等により大きな被害を受けた区間を出水時における重点的に警戒すべき箇所（河川重点警戒箇所）として位置づける。

その区域を資料編に示す。

（資料）京都府河川重点警戒箇所 資料編313～325頁

第3節 指定水防管理団体

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある市町村及び水防事務組合を指定水防管理団体に指定する。

その団体を資料編に示す。

（資料）水防管理団体の水防要員現況 資料編326頁

第4節 地方機関の水防担当区域

1 土木事務所等水防担当区域、水防担当部門（河川、砂防、海岸、港湾、道路）

公所名	区域	対象予報警報区域	
		一次 細分 区域	市町村等 をまとめた 地域
京都土木事務所	京都市(右京区嵯峨越畑及び西京区の一部を除く)	南部	京都・亀岡
乙訓土木事務所	京都市西京区の一部・向日市・長岡京市・乙訓郡		京都・亀岡
山城北土木事務所	宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・久世郡・綴喜郡		山城中部
山城南土木事務所	木津川市・相楽郡		山城南部
南丹土木事務所	京都市右京区嵯峨越畑町・亀岡市 南丹市・船井郡		京都・亀岡 南丹・京丹波
中丹東土木事務所	舞鶴市（舞鶴港を除く）・綾部市	北部	舞鶴・綾部
中丹西土木事務所	福知山市		福知山
丹後土木事務所	宮津市・京丹後市・与謝郡		丹後
港湾局港湾施設課	舞鶴港		舞鶴・綾部

2 広域振興局等の水防担当区域、水防担当部門（ため池、頭首工、用排水樋門排水機）

公所名	区域	対象予報警報区域	
		一次 細分 区域	市町村等 をまとめた 地域
農村振興課	京都市・向日市・長岡京市・乙訓郡	南部	京都・亀岡
山城広域振興局	向日市・長岡京市・乙訓郡 宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・久世郡・綴喜郡 木津川市・相楽郡		京都・亀岡 山城中部 山城南部
南丹広域振興局	亀岡市 南丹市・船井郡		京都・亀岡 南丹・京丹波
中丹広域振興局	舞鶴市・綾部市 福知山市	北部	舞鶴・綾部 福知山
丹後広域振興局	宮津市・京丹後市・与謝郡		丹後